

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和2年6月1日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県A I活用による自動応答システム導入等業務委託

2 委託内容

奈良県A I活用による自動応答システムの構築及び運用

3 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部ICT推進課 他

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2「電算業務」若し

くはQ7「諸サービス」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部ICT推進課 地域情報化推進係（県庁情報管理棟1階）

電話番号 0742-27-8446（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

ア 1に示す場所におけるの交付

イ 奈良県総務部ICT推進課のホームページからのダウンロード

<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

- (2) 交付期間

令和2年6月1日から同年6月19日まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）

- 3 入開札の場所等

- (1) 場所 奈良県庁ICT推進課 OARoom（大）（県庁情報管理棟1階）

- (2) 日時 令和2年7月20日 午前11時

- 4 提案書の提出

令和2年6月26日（金）午後3時までに1に示す場所に提出してください。な

お、提案書は、郵便で差し出すことができます。郵便で差し出す場合は、「奈良県 A I 活用による自動応答システム導入等業務委託に係る提案書」と朱書して、令和 2 年 6 月 2 5 日（木）までに 1 に示す場所に到着するようにしてください。

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県 A I 活用による自動応答システム導入等業務委託に係る入札書」と朱書して、令和 2 年 7 月 1 7 日（金）までに 1 に示す場所に到着するようにしてください。

第 4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号）第 1 9 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和 2 年 6 月 1 9 日（金）の午後 3 時まで第 2 の(4)を証明する書類を第 3 の 1 に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第 7 条

に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点と同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（4の(1)で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 予定価格

総額 1,320,000円 (税込み)

13 その他

詳細は、入札説明書によります。

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、3,000点満点とし、その得点配分は、技術点を2,000点、価格点を1,000点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

	提案を求める評価項目		項目 評価点	項目 加重点	項目 技術点
1	業務遂行 能力	構築体制	0～10	2	20
2		類似契約・実証実績	0～10	6	60
3		スケジュール	0～10	5	50
4	仕様要件	仕様書の理解度	0～10	10	100
5		性能要件	0～10	5	50
6		セキュリティ要件	0～10	5	50
7		構築要件	0～10	50	500
8	運用要件	サービスレベル	0～10	10	100
9		運用支援	0～10	25	250
10		効果検証	0～10	12	120

1 1		Q & Aメンテナンス	0～10	50	500
1 2		次年度以降の運用	0～50	1	50
1 3	独自提案	柔軟性	0～10	10	100
1 4		その他	0～10	5	50

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに評価を行います。

ア 項目加重点

提案を求める評価項目ごとの重要度に応じて、(1)の表に定めるところに従い、評価します。

イ 項目評価点

- (ア) 提案を求める各評価項目ごとに0点から10点までの11段階で評価します。
(項目12を除く。)
- (イ) 提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書に規定する必須の機能要件について対応できない旨の記載がある場合には「0点」とします。

ウ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

- (ア) 項目技術点＝項目評価点×項目加重点
- (イ) 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

$$\text{価格点} = 1,000 \times \{1 - (1.10 \times \text{入札金額}) / \text{予定価格}\}$$

4 失格基準

- (1) 一項目でも「項目技術点」が0点の場合（項目2、12、14を除く。）
- (2) 項目12番においてマイナス点となった場合
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場

合。なお、構築経費又は運用にかかる経費のどちらか一方でも上限を超えた見積書を提出した場合も同様に失格とする。

- (4) 入札書に記載された価格と見積書に記載された価格が異なる場合